

京情個審答申第 25 号
令和 6 年 1 月 5 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

個人情報不開示決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 9 月 20 日付け 4 住第 823 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った個人情報不開示決定（不存在等）については妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年1月6日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「令和2年10月23日から同12月末日まで○団地○棟カメラに記録された私の個人情報」（以下「本件個人情報」という。）を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和3年1月21日、処分庁は、本件個人情報について、本件開示請求を受理した時点で既に本件個人情報を含む映像等を消去し、保有していないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和3年1月27日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年9月20日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりと解される。

令和3年1月5日に、処分庁の職員が本件審査請求に係る防犯カメラ（以下「本件防犯カメラ」という。）による映像が記録されている機器がある部屋に約40分間入室している。

7日で映像記録が消去されるにしても、令和2年12月30日からの映像は残っている。したがって、その映像の全てを開示すべきである。

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、本件防犯カメラの設置に当たって、当時の京都府個人情報保護審議会に個人情報の収集について諮問し、これに対する答申を踏まえて府営住宅〇団地〇号棟における防犯カメラ及び防犯カメラにより収集された個人情報管理規程（以下「管理規程」という。）を定め、適正な運用を確保しているものである。
- 2 管理規程第5条第7号では、「レコーダーに記録された映像等の保管期間は最大7日までとし、当該保管期間を経過した後は、データ上書き等により映像等を消去すること。」としている。運用上はレコーダーの設定により、概ね7日程度で自動消去される取扱いとなっている。
- 3 審査請求人は、令和3年1月5日に処分庁の職員が本件防犯カメラに関する機器が設置されている団地住戸に入室していたと指摘する。同日、処分庁の職員が当該住戸に入室したことは事実であるが、入室の目的は機器類の点検のためであり、記録媒体への複写は行っていない。
その後、処分庁の担当課が請求内容を確認した同月8日時点で、対象の映像等はすべて消去済みであり、保有していないことを理由として本件処分を行ったものである。
- 4 審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は却下されるべきである

第6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、本件開示請求に係る映像について、少なくとも令和2年12月30日以降のものは残っている旨、主張していると解される。
- 2 処分庁は、本件防犯カメラによる記録映像については管理規程第5条第7号に基づいて管理しており、本件開示請求の受付日時点において対象となる映像等を保有していない旨、諮問庁の職員により当審議会に申述があった。これに対し、諮問庁の説明を覆し、審査請求人が主張する映像等の存在を推認させるような特段の事情は認められない。
- 3 したがって、本件開示請求に係る映像等については、不存在であると考えることが相当である。
- 4 結 論
以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月20日	諮問書の受理
令和4年11月29日	第1回審議会
令和5年 7月21日	第2回審議会
令和5年12月20日	第3回審議会
令和6年 1月 5日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子